

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見て下さい。

ごみについての お問い合わせ先	本庁	環境課	☎ 62-1192
	相分庁	地域振興室	☎ 62-1111
	上那賀支所	地域振興室	☎ 66-0111
	木沢支所	地域振興室	☎ 65-2111
	木頭支所	地域振興室	☎ 68-2311
		那賀町クリーンセンター	☎ 64-0754

資源ごみ		収集できるごみ		分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい		分けるときの注意事項		出しかた	
資源ごみ	紙類 (右の種類ごとに分ける)	新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) チラシ(宣伝用) 本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) 飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に)	●チラシを混入しないこと ●新聞紙と区別すること ●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に ●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面が銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に	それぞれ種類(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。) 1回に50kgまで					
	ビン類 (右の3種類に分ける)(化粧ビンは除く)	無色(透明)ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 茶色ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 その他ビン(黒色、緑色、青色等)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする。ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ビンの口部分と下部分の色が違うときは、口部分の色で出すこと ●ふた(キャップ)やガラス、電球、蛍光灯、陶器等は絶対に混ぜないこと、また、殺虫剤、農薬、化粧ビンは必ず『燃えないごみ』の分類で出して下さい。 ●魚函(トロバコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めておくこと 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと	それぞれ3種類ごとに指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる 1回に50kg又は指定コンテナ15個まで					
	プラスチック製容器類 発泡スチロール製トレイ プラスチック製容器(ペットボトルを除く)	魚函(トロバコ)、緩衝材(機器箱等の) 食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) プラスチック製容器(卵・豆腐・カレー等) ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) オイルレッシング・サラダ油等の容器 シャンプーの洗髪用容器 ママレモン等の台所用風呂用洗剤容器 化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●魚函(トロバコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めておくこと 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと	町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる 1回に指定袋15個まで					
	ペットボトル	清涼・果汁飲料(ジュース、ウーロン茶、スポーツドリンク等) 酒類(酒、焼酎、本みりん) 特定調味料(しょうゆ、麺つゆ等)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする。ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ラベルをはがして、はがしたラベルはそれぞれの表示に従い分別して出して下さい	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる 1回に指定コンテナ15個まで					
	缶類	容量1ℓ以下の飲料用及び缶詰用空き缶(つぶしたりするとアルミの自動選別ができなくなるのでつぶさないでください)	●中を水洗いすること(汚物などを取り除く) ●ビンのふた(キャップ)等、その他の不燃物は混入しないこと	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる 1回に50kg又は指定コンテナ15個まで					
植物性の食用油	揚げ物(てんぷら)をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 機械油は絶対に混入しないこと(収集できません)	●油かす等不純物は取り除いた後、使用済みペットボトルに入れ、こぼれ出さないようフタをしっかりとすること。油の入ったペットボトルのラベルをはがし油性のマジック等で排出者の名前を書いて下さい	『燃えないごみ』収集日に町指定のコンテナ(緑又は赤色)の上側に入れる						
燃えるごみ	上記の『紙類』以外の紙くず(㊟マークのついた容器やティッシュなど)台所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定の袋に入るもの)汚れたプラスチック製容器類(弁当箱や発泡スチロール等)おむつ(必ず汚物は取り除く)、ヒモ類、台所用スポンジ等	●生ごみは『生ごみ処理容器』などで自家処理に努める ●指定の専用袋(白・青)以外の袋や指定袋に入りきらないごみは収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に入れないで下さい	町指定の専用袋(家庭用=白、事業用=青)に入れる 1回に50kg又は指定袋15個まで						
燃えないごみ	布団、座布団、毛布(指定の袋に入りきらないもの) ▶布団の日に出す 毎月各地区指定の水曜日1回	●生ごみは『生ごみ処理容器』などで自家処理に努める ●指定の専用袋(白・青)以外の袋や指定袋に入りきらないごみは収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に入れないで下さい	布団類を十字に紐掛けし処理券を貼る 1回に10枚まで						
燃えないごみ	金銀類(空き缶(資源ごみ分類の容量が1ℓ以下の飲料用及び缶詰用缶を除く)、金属製のふた(キャップ) 鉄くず、やかん、なべ、その他金物類、茶わん、皿、湯飲み、コップ、化粧用ビン、耐熱等のガラス類、(コップも含む)、蛍光灯、電球等) 陶器類他 プラスチック類(おもちゃ、ハンガー、小物入れ、CD、ゲームソフト、カセットテープ、ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、スプーン、台所用ボール、タッパー、ハンドクリーム等の硬いプラスチック容器、園芸用ポット等)	●空き缶や容器は、中を水洗いするなどして汚物などを取り除くこと ●注射針は絶対に出さないこと ●蛍光灯や電球、ガラス類、陶器類は、無理に割ったりしないこと ●蛍光灯は購入時の紙(ダンボール)箱等に入れること ●ゲームソフト、カセットテープ、ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、スプーン、ボールペン等小物及び陶器類、ガラス類はお持ちの透明袋に入れること	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる 1回に50kg又は指定コンテナ3個まで						
有害ごみ	乾電池(ボタン型電池及び充電式電池を除く) 水銀入りの体温計、温度計、水銀計	●腕時計等に使用されているボタン型電池やビデオカメラ用充電式電池は購入店や買換え(入替え)時に店で引き取ってもらうこと	町指定専用袋(透明)に入れ『燃えないごみ』収集日に町指定コンテナの上側に入れる						
大型ごみ	今まで大型ごみで出していた物でも燃えないごみで出せる物を設定しました。(詳しくは『ごみ分別ガイドブック』を見て下さい) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電気製品や器具、ガス(ガス台等)器具、石油(ストーブ等)器具、家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等	●申込み制です。お住まいの本庁環境課又は各支所地域振興室へ申込みし『大型ごみ処理券』を購入のこと(申込みは、収集日の前月末日までに) ●指定のコンテナ(赤・緑)より大きい物(はみ出し20cm以上)を『大型ごみ』としていますがテレビ等小さい物でも『大型ごみ』の取り扱いがあるので、電気製品を出すときは役場の担当課(室)へお問い合わせを	大型ごみの見やすいところに『大型ごみ処理券』を貼る 1回に50kg又は10個まで						

収集できないごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系・缶詰、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具)

(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい。なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい。

令和6年4月から令和6年9月までのごみの収集日は次のとおりです。

2地区(鶯敷地区)

(南川交差点~(国道)~丹生谷自動車~丹生谷橋(和食東・西、西在、土佐、小仁宇一区・二区))

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出しかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい